

第四十六回
国会

参議院農林水産委員会會議録第十一号

昭和三十三年三月五日(木曜日)

午前十時二十五分開会

出席者は左のとおり。

委員長 青田源太郎君
理事 梶原 茂嘉君
櫻井 志郎君
森 八三三君
渡辺 勘吉君
北條 篤八君

委員

植垣弥一郎君
木島 義夫君
仲原 善一君
温水 三郎君
野知 浩之君
藤野 繁雄君
森部 隆輔君
山崎 齊君
大河原一次君
大森 創造君
小宮市太郎君
矢山 有作君
安田 敏雄君
高山 恒雄君

國務大臣

農林大臣

赤城 宗徳君

政府委員

公正取引委
員会委員長

渡邊喜久造君

農林政務次官

松野 孝一君

水産庁長官

庄野五一郎君

事務局側

常任委員 安楽城敏男君
会専門員

本日の會議に付した案件

○中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(青田源太郎君) ただいまより委員會を開きます。

中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案を議題とし、前回に引き続き質疑を行なうことにいたします。

質疑のおありの方は、御発言願います。

○小宮市太郎君 一般の中小企業とい

いますか、漁業でなくてそういう方面

についての保証制度の中で、地方で信

用保証協会というのを設立して、大体

地方自治体が中心になってこれはやつ

ていると思っておりますけれども、こ

れには個人の何といえますか出資、あ

るいは組合の出資等がないように考え

ておりますが、これは直接水産庁とは

関係はないと思えますけれども、それ

はどういうようになっておりますしう

そういうふうにしておりまして、

そこにはやはり中小企業という資格が

あれば、だれでも申し込みができる、

そのかわり選別される、こういうよう

な関係になっております。

○小宮市太郎君 一般の中小企業、商

店等の場合には、組合あるいは個人の

出資がなくて、地方公共団体あるいは

銀行が一部出資をして保証をする、こ

ういうふうになっているのですが、漁

業の場合もそういうふうな方法はとれ

ないものか。まずそれからちよつとお

伺いたしたいと思います。

○政府委員(庄野五一郎君) これは制

度出資の当時議論されたところでござ

いますけれども、これにつきましまして

は、會員制、出資制をとる。それにつ

きまして、地方団体それから利用する

団体、あるいは個人の出資ということ

で、いわゆる助け合いの制度、こうい

うことになっておるわけでございます。

地方公共団体がこういうものに

出資するにつきます。やはり協会の

管轄区域を所管いたします県がそうい

う負担軽減という意味もありまして、

地方公共団体が出資する。で、地方公

共団体は都道府県と町村、こういった

形になっております。助け合い制度と

いうシステムでございまして、それに

つきまして国が保証債務を保険する

という、国の援助といえますか、そう

いったシステムになっておるわけでご

ざいます。そういう関係におきまし

て、やはり助け合い制度というたてま

えをとっておりますので、會員出資

制、こういう制度をとったわけござ

います。

○小宮市太郎君 国が保険債務をと

つたという点については、これはけつこ

うだと思ふのですが、しかし、やはり

制、こういう面です。さらに運用し

て、そうして事故率等も勘案しなが

ら、保証料の引き下げ、それから保証

ワタの拡大、そういうものをはかつて

いくのが至当じゃないかと私は考へて

おります。

○小宮市太郎君 保証料の点について

は、ちよつと私も資料なしで申し上げ

たから、少し高いと言いましたけれど

も、資料によるとそう高いようでもな

いようです。そこでこれは訂正いたし

ます。

そこで、金利の差ですね、金利差は

一体どうなっているのですか。いまの

保証協会と今度政府で出している、保

証される基金協会の金利差といいま

か……

○政府委員(庄野五一郎君) 金利差と

いう御質問でございますが、これは協

会ごとの保証料の差の御質問でござ

す。そういう意味から言えば、金融機関の側からいけば、危険な率の多い相手に金融するその場合にこの制度で保証するということになるわけでございます。それで一面この保証をいたしますれば、そういう面においては、金融機関は安心ができる、こういうことになるわけでございまして、純粋に言え

乗るものについて、本来自身がやはり相当信用力の薄い相手でございます。なお負担のほうから申しまして、やはり信用制度で債権が保証されているわけでございます。安全だという面から、こういう引き下げの指導を今後とも進めていきたい、こういう考えでございます。

○渡辺勸吉君 関連して。いま伺ったことによると、単位漁協です、ね、プロパー融資が二銭三厘という御答弁でしたが、二銭三厘といえ、年利は八分四厘、プロパー融資としてはきわめて理想的な貸し出し平均金利だと思ふんです。最高、最低がどうなっているのか。平均の二銭三厘の内訳をぜひ伺いたい。というのは、漁業よりも先駆的な機能を發揮しているというはずの農協が、プロパー融資は三銭前後にまだ低迷している実態です。これは村の農協の貸し出しの金利です、三銭程度である。指導的には二銭八厘あるいは二銭五厘の農業手形融資を基準としてさらに組合員に金利の低率によるサービスを指導しているのが実態ですが、それが漁業協同組合の信用事業において、日歩二銭三厘といふのは、これは非帯に注目すべきで、その平均値の二銭三厘を中心として最高最低がプロパーでどういう貸し出し金利になっているか、これをちょっともう少し詳しく伺っておきたいと思ふ。

○政府委員(庄野五一郎君) いま御質問になりましたのは、信漁連でございますね。三厘と言ったでしょう。

○政府委員(庄野五一郎君) いいえ、先ほど申しましたのは中金のプロパーが二銭三厘、それから信漁連、県単位

の信漁連の金利につきましては、これは全国でバラエティーがあるわけでございますが、プロパーで二銭五厘あるいは二銭六厘、二銭五厘が大体多いわけでございます。それから二銭六厘、それから高いところで二銭七厘、そういうのが信漁連の貸し出しの

マージンでございます。それから、これがさらに系統資金でございますから、町村の漁業協同組合にまいますと大体三銭前後ということになるわけでございます。

○小宮市太郎君 私は、最後になると思いますが、地方自治体の水産行政で、これはたいへんいろいろな困難な問題を持っておるわけです。とい

ますのは、地方自治体で取り扱いますものは、ほとんど沿岸漁業といつてもいいわけですが、しかし、従来から政府は沿岸から沖合に、沖合から遠洋にというようにことで漁業政策というものが行なわれてきた。ところが、最近では特に外交的な問題もありまして、特に福岡県等では李ライン等の問題が非常な関連を持ちまして、これは福岡県のみではないと思ひますが、かつては漁業は外から内のはうへとい

う、沿岸漁業のほうへ逆に侵入しているという形があるのではないかと。思ふ。したがって、地方自治体の水産行政というものは、そういう意味では非常に零細漁民からの求めが多いと、しかしながら、財政的には非常に余裕がないと、こういうことで苦しい行政をやっていると、私はこう見ておるわけです。したがって、地方自治体

等は零細漁民をどう救っていくかというところが、第一の重点にした水産行政になっている。しかし、最近は大漁業会社などがおかに上かつてきて鶏を飼おうという時代です。漁業関係にいたしましても、まあ養業といひますか、養殖業等にいたしましても、大きな会社の進出が、侵入といひますか、そういうものが目に見えてくる、こういうわけですね。そうしますと、零細漁民は、金融の点では円滑化をはかる、あるいはそういうものを救済するための措置が法的にはとられたかのように見えるわけですね。しかし、実際に借りたいもの、借りて経営を打ち立てていこうという人に対しては、なかなか円滑な金融が行なわれない。これは農業においてもそう思うのです。かなりゆとりのある人のほうがもちろん担保力もあるし、余裕がございまして、そ

ちのほうには金融が円滑にいくけれども、ほんとうに借りたい人といひますか、そういう人にはなかなか回ってこない、こういう点がございまして。かつて加えて、戦後水産業協同組合法が先に出て、そうしてそのあと漁業法が出ると、こういうふうになってまいりました。漁業協同組合の民主化というものが完全に行なわれないで今日までいるということから、再三私が当初御質問申し上げましたように、零細漁民といふのはいつも締め出しを食うという傾向があるわけです。そういうものを公平に救っていくといひますか、漁業権を公平に与えていくという上では、漁業調整委員といふものは非常に役割を果たす、そういう民主的な制度だと思ふのであります。ところが、今年八月ですか、全国一斉に漁業調整

委員の選挙が行なわれるのです。たしか八月じゃなかったかと思ひますが、八月に行なわれるようになってい

ます。これが行なわれることに對して、水産庁長官のお考えです、これを承りたいと思ひます。というのは、この昭和三十九年度における沿岸漁業等について講じようという施策の中

の四ページに、漁業調整という項があるのです。それに簡単に二、三行ほど書いてあるのですが、それではあんまり簡単過ぎますので、私は、さっき申し上げましたような私は考えを持っています。長官の御所見を承っておきたいと思ひます。

○政府委員(庄野五一郎君) この沿岸漁業につきましては、県が行政の第一線といたしまして非常に御苦労願っていることは、十分承知いたしております。われわれといたしまして、水産業につきましては、御指摘のように、沿岸漁業の問題、国際漁業の問題、いろいろ問題が山積いたしております。中央においては国際漁業の問題が各国との漁業交渉等日本の立場を主張すると、こういうことに相なりますし、またそういう面の解決のしかたかん

は、特に日韓漁業交渉等におきましては、沿岸漁業自体にも至大の影響を及ぼすわけでございまして。そういう点については、十分われわれも覚悟をきめて交渉に当たっておるわけでござい

ます。なお、沿岸漁業に對しまして国際漁業的なもののしわ寄せがくるのじやないかという御指摘でございますが、これについては各県とも、やはり国際漁業といふふうではなしに、いわゆる漁業調整という形で遠洋に出ます底び

きたとか、あるいはまき網といった沿岸漁業の操業区域というものを調整いたしまして、底びきの禁止の線、あるいはまき網の禁止の線というものを、調整の上において沿岸漁業を保護する上において設定いたしておるわけでございます。そういう面でも、沿岸漁業の安定というものは、今後とも漁業法の運用によりましてやっていかなくちゃならぬと思います。そういう場合に漁業調整委員会というものの果たす役割りというのは、非常に御指摘のように重要でございますし、また御指摘のように今年改選期を迎えているということに相なるわけでございます。われわれといたしましては、この調整委員の職務の重要性ということで、沿岸漁民の真の声が反映されるようなりっぱなしの選出されることを期待しておるわけでありまして、選挙については、公職選挙法によって厳正に行なわれたいことに相なるわけでございます。要はやはり沿岸漁民が自覚して、自分らの意思を代表する人を出して、もう一つのことでございますが、やはり操業の実態から、その選挙日に漁するとかんとかいうようなこともございまして、そういう面の自覚をよく促したい、こう思っております。われわれといたしまして、県におきまして漁業調整委員会、それから中央にある漁業調整委員会のメンバーについては、その任務の重要性にかんがみ、りっぱな人の出ることを常に期待し、またそういう点を要求しているわけでございます。

かと思うんです。それで片方生業を持て、ひまのときにやるというように簡単な職務じゃないように思うんです。職務量から言って。ところが、その手当て申しますか、収入といいますが、そういうものは非常に少ないんじゃないかというように私は思っておりますが、この点について全国的な視野から考えてどういうようになっておりますか、ちょっと伺いしておきたい。

○政府委員(佐野五郎君) 御指摘のように、漁業調整委員の任務は重要でございます。これにつきまして、非常にお願いするわけでございますが、現在におきましては実費弁償という形で、この委員手当というものを支給いたしております。なお、その手当の問題につきましては、非常に漁業が低かったというようにございまして、三十九年度はこれにつきまして正しくしていくという方向で、十分でございます。ま、委員の会長は七百五十円、委員は七百円と一日当たりでございまして、前年は会長が四百五十円と非常に低いのでございまして、恐縮でございます。四百五十円を七百五十円にする、それから委員の方は四百円を七百円に、三十九年度から多少でも引き上げたいことをいたしております。まだ十分ではございませんが、農業との格差もございしますので、そういう点、今後とも努力していきたい、こういうように考えております。

○小宮市太郎君 確かにいまおっしゃるとおり、予算面を見ますと、ほんとうにわずかの漁業調整補助費というものが予算上ふえているようです。おっしゃるとおり四百五十円が七百五十円になった。しかしこれは一日です。これは、これが幾日組んであるのか、これはまた問題なんですね。なかなかこの一日は七百五十円であっても、それが月に一回出るとかあるのは二月に一回出るとか、そういうわずかの日数では、これは平均すればほんとうにわずかなものになっちゃう。そうしますとね、どうしてもほんとうに声を反映するような調整委員が出るかというふうな心配があるのです。と申しますのは、当初私が質問したかと思ひます。漁業協同組合の組合長がほとんど出るわけですね。で、あとは、組合長でないのは、ほとんど学識経験者だから、ほとんど一般の零細漁民の声というものが、なままで通っていかないというふうな心配を持つわけですね。これは漁業者であればだれでも立候補できる、調整委員になることができます。法律上は間違っていないと思ひますけれども、問題はおっしゃるとおり自覚に待つて運営を民主的にやる、こういうことに尽きると思ひます。そういう点を啓蒙といいますかね、この講じようとする施策の中には、啓蒙というところを書いてあるのです。啓蒙指導を行なうというのは、一体どういうことを指摘されておりますか伺いたしたいと思います。

○政府委員(佐野五郎君) この委員あるいは会長の手当というものの性格でございますが、やはりこれは十分支給できないことはございませぬが、これで自腹を切るということのないようにしたいと思つておるわけでございまして、御指摘のように、

やはりりっぱな人に出てもらうということのために、この手当が多いから立つとかそういう性格のものじゃないと思ひます。まあ、自腹を切るとかいふことのないように措置して、りっぱな人に出ていただきたい、こういうふうなわれわれは考えて、それについては農業並みというところで遂次これは引き上げていこう、こういう考えでございます。

なお、漁民の啓蒙指導というものにつきましては、やはり協同組合自体も考えなくちゃならぬことかと思ひますし、まあ、県等を通じて十分啓蒙指導はいたしております。私の経験で申しますと、私も府県の部長をやったことがございまして、私自身やはり船に乗りまして、漁村を回つて、漁民に、近く調整委員の選挙がある、いい人に出てもらいたい、選んでもらいたいというところを、漁民を集めたり、あるいは船からマイクで呼びかけたりした経験もございまして、そういうふうなことも十分県がやっております。ございまして、なお、そういう点について足りない点があれば十分指導したい、こう思っております。まあ、その点が大体中心になるかと思ひます。

○小宮市太郎君 確かに収入が多いから委員になろうなんていうふうな人は、まず私はないと思ひますが、収入が少なからず本業に打ち込まなければならぬという、それはまあ非常に零細な漁民の人は、結局生活に間に合っていない、生活が十分立つだけの収入を得られないので、つまり出てこない、こういうことを私は言っているわけですね。そういう意味で、もう少しその収入を増してやって、出られるようにしたらどうかという意見を申し上げたわけですね。それから啓蒙指導、長官のおっしゃるような指導も確かに県の行政の上からやっているとあります。ところが、逆なことも私は例を持っておるわけがあります。と申しますのは、組合長が立候補いたしますから、その組合員が立候補する場合に非常な問題といひますか、ややこしいことが起きてくる。中には自分の属しておる漁業協同組合の運営を批判する、そういう意味で立候補する、そうすると漁協の内部を攪乱し、漁協に不利な行動をしたという理由のもとに除名ないし罰則を与える、こういう事例を私持っておるのです。はっきりしたものを示しておいてもよろしゅうございまして、そういうことが逆に相なつておる、非常ににくいと、片一方、そういう啓蒙をなさつても、片一方において組合長が出るから、ほかの者が出られないというきびしさがあるわけですね。そういう点の一つの例でございまして、そういうことを今後とも民主的に委員が出られるように御指導願いたいと思ひます。

それから地方自治体等で予算が足りない足りない、これはどこでも言つて水産行政がうまくいきませんのです。予算の足りないというところになるが、結局監督行政というものが強められていく結果に私はなるのじゃないかと思ひます。もちろん、特に国の政策として沿岸漁業の振興に相当の予算をつけていたでいて、あるいは起債を考へていたでいて、漁獲をつくつたりいろいろやりましたのですけれども、しかしまだまだ零細漁民の要望という

のを満すだけのものになっておられない、そういったと、初めから私は何回も申し上げますように、監督行政というものが非常にきびしくなる、零細漁民が締め出しを食うという、そういう悪循環が起きてくるわけです。そういう点について、特に今後水産庁といたしまして、地方の水産行政に対する指導の強化といえますか、そういうものを十分やっていただきたいということをお願いいたしまして私の質問を終わります。

最後に、水産庁長官の私のいままで申し上げましたことについての御所見を伺っておきたいと思ひます。

○政府委員(庄野五一郎君) 御質問のとおり、制度的には民主化される道が開かれておるわけでございますが、漁村の実態から、なかなかやはりそういうふうな制度が十分動いていない、こういうような御指摘が再々あるわけでございます。われわれといたしましては、やはり今度の制度改正等も、やはりそういう零細漁民に均てんする機会を広く与える、まあそういう趣旨でございます。なお、水産業協同組合法なり、あるいは漁業法なりそれぞれ改正してまいっている点も、やはり漁業権等の民主化なりそういう点のほうを主眼にいたしながらいたしておるわけでございますが、そういう制度の運営面における法改正がねらった目的どおり動くように、そういう指導は、御指摘のとおり、今後とも各般のルートなりあるいは施策等を通じていたしたいと存じます。

いくと、こうおっしゃったわけですね。それに今度は保証料が日歩二厘ないし六厘ついてくるわけですね、融資保証の場合には、そうすると、これは年利に換算すると九分の一割をこえてくるくらいな利子負担になるわけですね。これと中小企業で、これは、農林漁業の中小企業でなしに一般の商工業関係の中小企業、その金利との差はどういうふうになるか、これをもうひとつちよつとお聞きしたいのですが。

○政府委員(庄野五一郎君) 現在のところ、中小漁業融資保証制度におきましては、保証料は二厘ないし六厘ということ、大体平均いたしまして四厘のお四厘より下がっているところもございしますが、大体四厘前後と、こう御承知願つたらいいだろうと思ひます。それからそれだけ一般の親債権の金利に上乗せになるわけでございます。そういう関係で、先ほどお答えいたしましたように、親債権のほうの金利を、保証制度のついたものについては債権が保証されるという利益がありますので、金融機関も下げてやる、こういうことで下げる指導をいたしておるわけでございまして、先ほど申しましたように、二厘ないし三厘といったふうなふうな下がつておるわけでございします。その点は今後とも指導してまいりたい、こう思つております。それから中小企業信用保証につきましては、一般的に大体五厘というふうな保証料は承知いたしております。

○矢山有作君 私のことばがちよつと足らなかったかもしらぬと思うのですが、中小漁業の融資保証制度を活用し

てやつた場合に、保証料を加えていくと九分の一割と言いましたが、金利負担が一割近いにあるいは一割をこえてくるわけですね、そういうふうになつておるわけですね。それと商工業関係の中小企業の保証制度を活用した場合のその金利負担との関係がどうかということをお聞きしたいわけですね。

○政府委員(庄野五一郎君) 中小企業信用保証制度は、先ほど申しましたように、一般的に保証料五厘、それで、それが大体中小企業につきましては市中銀行等から融資される場合に保証するということ、その五厘が上乗せになるわけでございますが、一般市中銀行の金利は、保証のためにこれを引き下げておるというふうな特例はほとんど見受けられません。で、一般金利という、やはり一割、大体一割程度と思ひますが、それに上乗せになると、こういうふうな承知いたしております。

○矢山有作君 それで、これは審議に間に合わなかつたのでちよつと都合が悪いのですが、まあ次の何かの機会に審議に使いたいと思ひますので、ひとつ資料として出していただきたいのは、いままで出していただいております資料では各階層別に、階層別にどういふふうな保証がなされておるかという資料はないのです。

○政府委員(庄野五一郎君) 階層というの、どういうことですか。

○矢山有作君 というのは、たとえばこの融資制度の対象になつておるのは、「漁業を営む個人」、「漁業を営む漁業協同組合」、「漁業生産組合」、それから「漁業を営む法人であつてその

常時使用する従業者の数が三百人以下であり、且つ、その使用する漁船の合計総トン数が千トン以下」と、こうなつておるわけですね。

○政府委員(庄野五一郎君) 対象ですね。

○矢山有作君 その場合には、保証対象の漁業経営の規模ですね。それによつて相違があるわけですね。たとえば無動力漁船漁家の場合、あるいは三トンの未満の漁船漁家の場合、三トンから五トンの未満の漁船漁家の場合と、あるいは五トン以上十トンの未満の漁船漁家の場合と、こういうふうに分けることができると思ひますね。それに対する保証の実情ですね、実績。保証の実績を資料に——あるならばまあそこで説明していただいてもよろしいが、なお提出をしていただけたらと思ひます。

それと、それに合わせて、保証の申し込みをし、それに対してどの程度の割合で保証してやつたか。いわゆる保証申し込み件数と、それから実際に保証した件数、こういったものも合わせて分類して出していただけたらと、こういうふうな考えです。

○政府委員(庄野五一郎君) 資料のほうでございしますが、現在までは、この協同組合からの転貸という形で、協同組合と金融機関との間に保証をするというところで動いておりますので、その転貸先がどういふ階層だったかという資料はつかめないわけでございます。で、御要求のような資料は、現在では出せないと思ひます。今後の運用で、法改正になりましてから今度は協同組合が金融機関になりまして、そこから組合員に貸していくということになりま

すれば、その階層別のものはいまから準備してかかれれば、動き出しましてからとつていけると、こういうふうに考えます。過去の、現在の分につきましては、転貸だけでございしますから、ちよつといまのところはそういうものを出すことは不可能だと存じております。それからもう一つ、申し込み件数に対して保証をつけた件数はどうかということは、渡辺先生から御要求があつたわけでございしますが、そのときお答え申しましたように、事前によく資格審査等をいたしますので、大体資格に合つたもの、業務方法書等で規定しております資格に合つたものということ、話し合ひを中であつておりました、それで上がつたものは全部保証がつく、こういうふうな形になりました。拒絶したというものはございせん。いわゆる中小企業の場合は、申し込んで、そしてその保証ワケとか、そういうものがたくさんございします。で、そこでとると、こういう形になつておりますけれども、組合内のごとでございしますので、よくそこで、組合内で事務当局と話し合つて、協会の業務方法書に適合したものならばそのままあげるといふことになつて、それはみな協会の保証がついてあるわけでございします。拒絶したものはない、こういうふうにお答えしたいと思ひます。

○矢山有作君 それは漁業協同組合から転貸した分については、まあほんとうな資料ができるのがほんとうだと思ひますが、それは非常に困難だといふことになりまして、出資をしてる会員というものがあつたわけ、個人として……。その階層分類というものはできるはずなんです。それが

ら法人の場合も、これは階層に分けて分類して、保証の申し込みと、実際にどれだけ保証をやったか、これはつかめるはずなんです。

○渡辺勸吉君 ついでに関連して。その答弁の前に、金融機関から転貸で出しているから間接的な保証という形でしかないといえ、ないでしようけれども、私はこの融資の制度というものを前向きに、今度法律が改正されるにあたって、そういうところの、いま答弁の中に触れたように受信用力がきわめて稀薄な零細な漁船漁家、そういうものにこれからの保証の機能をあまねく普遍的に拡大していこうというときに、実態把握なしに一体どうしてこれが前向きに機能が活用できるのですか。たとえば、これは私は午後大臣にも伺うのですが、かなり精力的に一年もかけて調査をした漁家の負債調査を見て、なかなか零細な無動力船を駆使する漁船漁家は、制度金融の対象の恩恵にあずかっていない。個人借りその他の、月三分というようなきわめて悪条件の前商業資本的な問屋資本の跳梁は、いままだ現時点においても漁村ではあるわけです。そういうときに、現状がどうなのか、したがってここで法律を改正するならば、それに一体保証制度をどう適用するかというところは、科学的な現状分析の中から、私は生まれてこなければならぬわけで、そういう実態把握の資料がない。これから個人にも出すし、漁協もこれから転貸から一本立ちの保証機関になるといったところで、現実というものは、それはどきどきしい事態に置かれているわけですよ。そういう資料なしに、一体この法律が前向きに運用されるとい

うふうな理解が今のところなかなか容易じゃないわけですよ。それから、私がいまの矢山委員が取り上げた問題をこの前伺ったのも、すでに保証条件に合うようなものがある形の上で出てきて、保証拒絶というものはないわけですよ。証し、そういう書類手続に至りかねる相当の前近代的な商業資本に搾取をされている零細な漁船漁家というものは、これは明らかに保証を受けたいでしょう。しかし、受ける資格もない。行けばけんもほろろのあいさつ。そういうものが一体どうなのかということなんです。これはいざ水産庁で調べた資料で、私は午後質問をしますけれども、もう少しそれらの実態というものを科学的に分析していかなければ、せつかくの保証法の一部を改正する法律案も、単に対象をふやすとかそういうことだけでは、私は期待するような中小漁業の融資の対象にこれを拡大するということとは、なかなか容易じゃないと思う。それならば、その措置はどうあるか。これは大臣に、次元的に高い問題ですから伺いますが、ないとかそんなことじゃなくて、もう少し、いままでそういう間接に転貸でもいざれ融資を受けているのは、漁業協同組合という共同体が使う資金もあるでしょうし、その構成員である漁船漁家が使う金もあるわけです。それが一体いままで間接的な保証の恩恵をどう受けたか、概括的な情勢でも把握しなければ、この法律になかなかこれはわれわれは踏み切るわけにはいかぬです。そういうものも出ないですか。

○政府委員(庄野五一郎君) 転貸でございまして、その内訳については、それはいままでそういう統計はとってない

なかったものですから、現段階においては出せない、こういうことを申し上げたわけでございます。なお転貸の現行法を、漁業協同組合の信用事業を営むについては、金融機関に指定して、そして金融機関から非会員でございする組合員にも保証制度の均てんする道を開いていく、こういう趣旨でございまして、それは組合のやはり債権管理能力等によりまして、この直貸しするということとは、やはり漁民にとりましてはそのほかの金融機関から借りるに比べて、自分が一歩距離的にも近い、なじみの深い自分の協同組合から金を借りるということが、非常に便利でございまして、また漁民の実情も一番把握しているのは組合でございす。組合が金融機関になって、会員でなくとも組合員に貸す場合に協会が保証する、こういう道を開いたわけでございます。いま、転貸の面に残る面もございしますが、そういう道を開いていくというところは、零細漁民にとりましては非常に便利な制度になろう、こういう解釈であります。なお、御指摘の点につきましましては、われわれもいろいろくふういたしまして、今後は資料を整備してまいりたい、こういうふうに考えております。

○委員(青田源太郎君) 関連質問はまた機会がありますから、そのときやってください。

○渡辺勸吉君 保証法の問題ですよ。

○委員(青田源太郎君) 保証法ですか、あなたの質問の機会がありますから。

○委員(青田源太郎君) ひとつ簡単に、渡辺君。

○渡辺勸吉君 私は農林省が調べた漁家負債調査報告、これはいろいろ目的に書いてある。これは長官もわかつていらっしゃるのだが、その中には中小漁業融資保証制度の整備改善等の資料を添付してあります。そういう大きな目的によつて調査されておるその実態の中に、転貸等の場合に保証がどうなっているかということも、これはなければ、それでは一体いままでどういう程度転貸の場合に零細漁家が保証を受け、新法に法律が改正されれば、どれだけそれが拡大されるかと、そういう比較の見通しまで、これは踏まえて法律の改正の内容として説明を願わんと私は納得ができません。庄野長官はこれから資料を整備すると言われども、この保証法の一部を改正する内容にはもつと現状というものの把握というものがなしに、私はこの三つの柱の改正の内容だけでは、これがスタートしても依然としてあなたがいまおっしゃったように、漁業組合の組合員であるということ、非常に大きな法改正によつて受信用を増すというけれども、それではなおかつこれは系統金融のベースに乗らない漁民、漁船漁家があるわけです。そういう実態というものが、私はなれば、今度の改正というものは一体どこまでその点を踏まえているのかという判断がつかないわけです。この問題に関連するものですか、非常に納得したいわけですね。どうなんです

○政府委員(庄野五一郎君) 現行の制度で転貸で貸しているものは、大部分

がやはり組合員の零細漁民といえますが、組合員の運搬資金あるいは設備資金等が中心になっておるわけでございます。それで個人会員として融資を受けている、保証を受けているというものは、大体上層なりあるは十トン以上といったようなものが多いかと思ひます。そういうことで今度法改正によりまして金融機関に指定した場合にどういふふうにこれが広がっていくかというところは、われわれとしては非常に拡大するだろうと、こう確信を持っております。なかなか御説明はできないかと思ひますが、従来の転貸方式と合せて直貸の方式というものが採用されるわけでございます。それから、相当程度こういうものの利用を受ける範囲というものは広がるわけでございます。御期待に沿うような零細漁民の融資の円滑化というのには非常に大きなプラスになると、こういうふうな考えであります。

○矢山有作君 いま渡辺委員が指摘されたように、漁協からの転貸の実情というものがつかめておらぬということでは、確かに今後のこの融資保証制度を改正した、その運用の問題もなかなか問題は出てくると思うのです。しかし、それはあなたのほうでつかんでおらぬとおっしゃるのだから、しかたがないですがね。私はその資料まで要求しようとは思いませんから、だから、いま実際にやっておるものをひとつ階層別に分けて、そうして、保証の申し込み件数、金額、実際に保証してやっった件数、金額、こういうものを一応整理して出してほしいのです。それは出ますか。

○政府委員(庄野五一郎君) 申し込み

金額というのはいらないと思いますが、実際に貸し付けいたしました分については、出せる範囲はよく調べまして出したと思います。件数、金額は十分出ると思います。

○矢山有作君 どうしてその保証を申し込んだ件数金額がつかめないのですか。

○政府委員(庄野五一郎君) 保証を申し込むといいますが、いままでは転貸でございまして、協同組合単位に出ていくわけでありまして、それで組合員が転貸の場合は、組合にこれだけほしいと、こういうような形で出るわけでございますから、そういうところにいる組合との関係で調整して、組合から金融機関に借りる場合に保証がつくというところで、そのところでは出ているわけですね。

○矢山有作君 私の言っているのは、漁協から転貸した分についてはつかめぬとおっしゃるのだから、それをつかめぬものを出せと言ったって資料出ぬです。出ぬから、それはよろしいから、個人金費あるいは法人で会員になっていくものがあるんですね。その保証の申し込み件数、金額、それを保証してやった件数、金額、これだけでは足りない、と云っているわけですね。

○政府委員(庄野五一郎君) この制度では、個人会員についての御質問でございますが、いまの制度のたてまえといたしましては、協会と個人会員はよく事前に話し合いをして、そうして申し込み書を出して、それを協会が査定すると、こういう方法じゃないわけでございます。で、話し合いがついたところで申し込み書を出して、それがそのまま保証をやるという形になってお

りますので、その前の希望というふうなものについては、出てこないわけでございます。申し込み書即保証契約の内容、こういう形になっております。

○矢山有作君 それだから、最初渡辺さんが要求した保証申し込みに対する拒絶件数はどうなっているかという資料がでないわけなんですね。

○政府委員(庄野五一郎君) それは、協会の業務方法書で、これに保証を受ける資格等について規定がございまして、そういう資格に合うかどうかというふうなことは、当然、申し込みといいますが、保証を受けてもらいたいという交渉をする場合には審査されまして、そういう資格があった場合に初めて融資を受けることについての保証が、契約が成立する、こういうことになりまして。だから、中小企業融資保証法のように、申し込み書を出してそれを査定すると、そういう制度と違うわけでございますので、その点御了承願いたいと思います。

○矢山有作君 それはもうそれで出ぬのならばかたがたありません。ただ、そういうような皆さんのことでは、今度の法改正をやられたところで、なかなか、先ほど指摘されておったように、運用というものが私はいろいろな点で問題を起こしてきていると思うのですが、まあそれはそれとして、もう一つだけ聞きたいのです。

ただ、沿振法によって、年次報告出ているので、その中で融資保証法にいう中小漁業者という定義とある程度食い違ふ面があると思うのです。沿振法では漁業の分け方を、沿岸漁業というものと、それから中小漁業という

ような形で、何というのか、妙な分け方になっているわけですがね。だから多少食い違ひが出てくると思うのですが、年次報告で見るとこういうことを指摘されておるわけですね。中小漁業の場合で自己資本の蓄積の可能なものは二百トン以上の層だと、こいわれておるわけですね。中小漁業経営には個人企業が多くて、会社組織になっていくのは上層の経営の一部である。百トン未満の経営の比率が八五%、小規模経営の比重が非常に高い。また、使用漁船数が少なく、特に中下層では単船経営者が多い。したがって、経営基盤が脆弱であり不安定である。で、先ほど申し上げたように、自己資本の蓄積が可能なものは二百トン以上の層だ、こいいうことが指摘されておるわけですね。しかも、さらに、中小漁業では総資本に対する自己資本の割合というものが一・六%、それから中小規模の製造業では二・四%、かなり漁業のほうが低い。つまり、借入れ金の依存度が高いということですね。そのことは、支払利子の負担が重いということになるわけですね。で、年次報告で示されておるのは、漁業の場合は利子負担が五・三%、製造業の場合には二・三%、これは三十六年度で出ております。したがって、総資本に対する純利益というものは、三十六年度で漁業は一・三%、製造業は七・三%と、はるかに低いわけですね。そう考えてくると、中小漁業の振興というために、一つの問題は自己資本を充実させる必要がある、それから低利の資金融資が必要だ、こいいうふうになってくると思うのです。で、そうすると、今後の対策として考えなきゃならぬのは、

各種の漁業対策事業に対するいわゆる地元負担といいますが、受益者負担といいますが、それを軽減するということとが一つ問題になってくると思う。それからもう一つ金融の場合の貸し付け条件の大幅な緩和、これが一つ問題になると思う。それから融資保証制度では、保証料をもっと引き下げていく、さらに先ほどおっしゃったように、金利自体の引き下げも考えなきゃならぬでしょう。こいいう問題が出てくると思うのですがね。それととも根本的に考えた場合には、出資制度というものを廃止したほうがいいのじゃないか、こいいうことも出てくると思うのです。ただ出資制度の問題の場合には、前に漁業権証券を出して、それを出資に充てさせておるというふうな経緯もあるように思いますが、しかしいざいざにしても、中小漁業者の借入れ依存度が高い。したがって純利益率が非常に低い。こいいう点を解決していくためには、いま言ったような施策といくためには、必要になってくるのじゃないかと思うのです。ひとつこの際、出資制度というものをメスを入れてみられる、つまり廃止をしようというふうな方向で考えられませんか。

○政府委員(松野孝一君) お答えいたします。先ほど水産庁長官からもお答えがございましたが、なるほどいま一口当たり五万円という出資をさせておるものであります。その五万円について五万円が大きいじゃないかという話もあるわけですが、大体中小企業融資保証制度といわゆるやり方が違ひまして、こっちは会員制度というので、会員が出資をして、そうして政府

あるいは府県あるいは市町村というものも出し合って、そうして基金をつくっているというふうな関係でありまして、したがって、保証する額というものの、おのずから出資額の何倍というふうにきめておるわけでありまして、この点は中小企業とちよつと違ひ。したがって中小企業は小口金融、一般的にやるのでありますが、こっちはそうでなく、会員がただ資格においてやっておるというやり方で、やり方がちよつと違ひるのであります。しかしながら、あらかじめ出資をしておるもの、あるいは、出資する利子負担といふものはあるのではありませんか、なるべくならばそれを少なくしたほうがいい。あるいは、もういま矢山委員のお話のように、ないほうがいいという御意見もございまして、こいいう御意見もよく検討してみたいと思つておるわけですが、いまだに上がつておる制度でありますので、協会の基金といふものもそういうふうな切りかえと相当動いてくることも、動揺することもあると思つておるのです。よほど検討してみたいと思つておる。いまのところは現制度をもとにして、そうして先ほどお話のありました、いわゆる零細沿岸漁民等で融資を受けたくとも受けられないといふものは、出資をせずに、組合が入つておればその組合員も出資を受けられる、融資を受けられるという道を開いて、全然出資なくして融資を受けられるという道が一部開かれております。また一面、われわれとしては、さらにまた、保険料率の低減を今度はかりましたから、それに相応して保証率の低減も考えられると思つております。こいいうこともありますし、

また先般来申し上げましたとおり、これをきつかけにして事故率も漸次安定してきておりますので、さらにまた保証倍率というものが高くなり、そうしてできるだけその要望に応ずるようになりたい、いまそう考えております。

○矢山有作君 農業信用基金のほうを見て、出資は一口一万円です。それから中小企業の場合はあなたのおっしゃったように制度が違ふから出資を取つてない。ところが、農業に比べても、漁業のほうが利益率にしろ、あるいはまた所得にしろはるかに低いんですからね。そこで金融の円滑化をはかつて、そうした中小漁業の振興をはかるうというのなら、やっぱり思い切つて出資制度なんというものは廃止してしまふというふうな、根本的な制度の改正まで考えていかぬと、ほんとうの中小漁業の振興ということにはほど遠いんじゃないかと、こういう感じがするわけです。ただ、先ほど指摘されましたように、一部、会員でなくとも、漁業協同組合の組合員であれば借りられると、その点は前進だと思ふんです。前進だと思ふんですが、やはりその制度のあり方自体まで掘り下げて、今後保証制度のあり方というものを、ぜひ御検討願いたいと思ふわけです。

○政府委員(松野孝一君) まあ、いま直ちにということと、現在の制度で動いてきたものでは、すぐ切りかえるというのは困難だと思ひますけれども、御趣旨の点は十分検討して善処したいと考えております。

○藤野繁雄君 私は資料について最初に質問し、あとで法律問題について質問したいと思ふのであります。いまま

で各委員から、あらゆる方面で詳細に質問があつて答弁があつているのでありますから、できるだけ重複を避けていきたいと思つております。

まず第一に質問したいと思ふのは、水産庁から出しておられる中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案の参考資料の二ページです。この二ページを見てみますると、漁業種類別保証額の推移ということ、三十七年度分を見てみますると、遠洋沖合漁業に對する融資は七十三億円、沿岸漁業に對する融資は二十一億円、このパーセントを調べてみますと、沿岸漁業が一であれば遠洋沖合は三・五になる。いまいろいろと質疑応答があつたのであります、私などは沿岸漁業を將來においてはできないだけ振興していかなくちゃできないと思ふのであります、一方の三・五に對する融資が、一方の三・五に對して一というように非常に少ないということ、これはどういふふうな理由によるのであるかということ、まず第一にお尋ねしたいと思ふのであります。

○政府委員(庄野五一郎君) 保証額と比較いたしますと、たゞいま御指摘のように、遠洋沖合の漁業三・五に對しては沿岸関係は一と、こういふふうな相になります。御指摘のとおりでございます。ただこれにつきまして、もう一つの観点から申し述べてみますと、遠洋沖合の漁業に對します融資残高と保証残高の割合、これは三十七年度末の統計がござりますが、それで申しますと五・一％になります。いわゆる親債権に對します遠洋沖合の漁業の保証をつけました割合は五・一％、そ

れから沿岸漁業に對します融資残高に對する保証の割合は五・七というふうになつております。それで融資残高に對する保証の割合から比較いたしますと、多少でございますが、沿岸が多すと、保証されているという結果に相なつてゐるわけでございます。で、今後におきます沿岸漁業の保証の伸び方というの、今度の御審議願つておられるのは、今度の御審議願つておられる法改正によりまして、沿岸漁民に最も近い漁業協同組合を金融機関に指定するというによりまして、沿岸漁民への融資はさらに容易になるわけでございます。その率はさらに上がつてゆく、こういうふうなわれわれは考へております。

○藤野繁雄君 沿振法も実施されておる、かつ今後の漁業構造の改善というふうな方面からも考へて、沿岸漁業の振興ははからなくちゃできない。沿岸漁業の振興をはかるのには、いろいろありますけれども、まずそれに必要な融資を十分に供給するということであるのでありますから、この点については政府の一般の御努力をお願いしまして、次に四ページの漁業信用基金協会の概況、この表を見てみますると、保証料率がいふところにあるのであります。いま例をとつてみますると、北海は二厘、石川県は六厘、日本遠洋底びき網は二厘五毛、日本カツオ・マグロは三厘五毛、こういふふうな、二厘五毛あり、二厘五毛あり、三厘五毛あり、また一方のほうにおいては政府の保険に對する付保率は北海道は〇・七、静岡県は〇・七、愛知県は〇・五、石川県は〇・七、日本遠洋底びき網は〇・七、日本カツオ・マグロ

は〇・五、こういうふうな保証料率は政府の保険に對する付保率も、二つを対照して見ると、私のほうのような数字がここに並んでいて解決がでない数字がここに並んでいて解決ができません。こういうふうな保証料率が二厘五毛あり、六厘あり、二厘五毛あり、三厘五毛ありというの、どういふふうな理由であるか、それが保証協会にかなる影響を及ぼすのであるか。また、政府の保険に對する付保率が、保証料の日歩と並行しておらずして、逆になつていふものもあるが、それは一体どういふふうな理由か、これをお尋ねしたいと思ふのであります。

○政府委員(庄野五一郎君) 御指摘のよう、保証料が基金協会によりましていろいろ違つております。で、これは各協会の財務状況等から見まして、その健全性をそこなわない、かつ保証利用者にとつて過重の負担とならない範囲でその自主的な決定にまかしておるわけでございます。一般的に言いますと、協会の収入は主として出して資金の運用利子収入と保証料収入に依りておるのでござりますので、それぞれの収入の大きさに応じて異なつてゐるわけでございます。しかし、御指摘のよう、保証料と国の保険料が逆さになつてゐるという現状も、そういう関係である程度やむを得ない、これも考へられますけれども、理論的には御指摘のよう、逆さやというの、これは適當と思はれませんので、協会の実情を財務の実情等を勘案いたしまして直していく必要があると思つておられます。また、そういう指導も今後が続けていきたい、こういうふうな考へております。付保率は法律にございま

すように七割と五割との二種が法第七十條に規定してございます。これは地方公共団体がなるべく出資して中小漁業の振興に積極的な協力することを期待する意味で、地方公共団体の出資の程度に応じて、程度の高いところは七割の付保率、それから低いところは五割の付保率、こういうふうなことにしておるわけでございますが、われわれの指導をいたしまして、地方公共団体の指導をいたしまして、できるだけ出資を進めていくというので付保率を上げる指導をいたしておるわけでございますし、法律でそれを期待して差をつけておるわけでございます。

○藤野繁雄君 そこで具体的に私は何をあげたんだが、愛知県は保証料は二厘、付保率は〇・五、石川県は保証料は六厘、それから付保率は〇・七、この二つを見ると、一方のほうは六に對して〇・七というふうなことを考へると、〇・七というふうなことを考へると、常識的には判断がでけないのだから、どういふふうな理由でこういふふうになつてゐるのか、具体的にひとつ説明を願ひたいのであります。

○政府委員(庄野五一郎君) この保証料と付保率というのは、直接には関係ないわけでございます。付保率のほうは、都道府県の協会に對します出資の大きさによつてきまつてくるわけでございます。それで愛知県におきましては、愛知県の信用保証協会に對する出資の割合が少いわけでございますので五割、こういふことになるわけでございます。石川県は割合が大きいというので七割、こういふことになるわけでございます。保証料率のほう、協会の財務の運営でございますか

ら、保証協会自体の基金の大きき等からきまってくるわけでございまして、石川県は六厘、愛知県は二厘、これは愛知県は県の出資等が多いということとで運用益等で逆ざや等はカバーできると、こういうような形になっていると思います。

○藤野繁雄君　いまの説明では具体的に明らかでないから、あとでひとつこいうふうになつていても差しつかえないという資料の提出をお願いします。

○政府委員(庄野五一郎君) いまのところではおつけ加えて御説明申し上げますと、石川県等はやはり愛知県に比べてまして事故率が非常に高いということが、過去の実績等から言えるわけでございます。そういう関係もございまして、この保証料というものが石川県は愛知県に比べて非常に高くなっている、こういうことが言えると思ひます。

○藤野兼雄君 次は、八ページの漁業金融と漁業融資保証制度のうちの(1)金融機関の貸し出し残高と中小漁業融資保証残高との対比、これを見てもまするといふと、一般金融機関の貸し出し残高はどういうふうになっているかと申しますといふと、千六百八十五億円、そのうちの資本金が一千万円未満に對するものが六百三十六億円、うち協会が保証しているものは二十八億円、これは三十七年度です。それから系統金、融機関の貸し出し残高は千二百一億、千一千万円未満が九百四十九億円、うち協会の保証しているのが五十六億円、これを調べてみますといふと、一千万円未満の金額をAとして協会の保証をBとしてみるといふと、A分の

Bは、般金融機関は二十二分の一、系統金融機関は十六分の一、こういうふうになっているのであります。今回の法律改正によって、提案理由の二ページに説明があるように、「漁業者が漁業協同組合から資金を借り入れること」によって負担する債務を直接に漁業信用基金協会が保証」することができるといように改正されとしたならば、この系統機関の融資をどういうふうな目途のもとに、一千万円以下のが三十七年度で九百四十九億円あるの、協会のは五十六億円であるから、これの少なくとも大部分のものというのは協会で保証するようにしむていかなくちやできないのじやないか、それによって初めて今度の法律の改正の目的を達するのじやないかと、こう考えられるのであります。でありますから、そういうふうな目途をもつて今後法律の運用をしていかなくちやできないが、それに対する政府の心がまえをお伺いしたいと思うのであります。

○政府委員(主野五一郎君) 御指摘のように、一般金融機関につきましては、貸し出し残高の二十二分の一、これは四・五％になろうかと思えますが、保証されておりまして、それから系統金融機関につきましては、十六分の一、大体六・二％程度が保証の対象になっておるわけでございます。それで、この八ページの3の表は、総計貸し出し残高に對しまする協会の保証の割合というのは四・五％、こうなっております。この貸し出し残高は保証對象になっておりません。いわゆる財政融資機關の分も含めて融資残高に對する保証残高ということになりますので、低く出ますが、この農林金融公庫等の

財政融資機関を除きますれば、もつと保証の率は上がってくると思います。

われわれといたしましては、この制度が、資金需要に對しまして担保力の不足等のために正規の金融に乗りがたしい、こういう沿岸漁業の漁家に對しましてこの保証制度を開いて、また年度の改正によりましてその直貸しというふうなことで、會員でない組合員にも保証の利益が広げられるということになりますので、今後の保証の伸びというのは、相当われわれは期待いたしておりますが、過去の保証の伸びの率は、大体前年対比で、三十五年が一三%、三十六年が一〇・四%、三十七年は一三%と、今後もういふ点の伸びし方については、もっと伸ばしていきたい、こういうふうに考えております。今後ともこの制度の運用によりまして、そういう沿岸漁家に対する保証によりまする金融の円滑化ということとを御指摘のように強力に進めていきたいと、こういうふうに考えます。

次は、九ページ。九ページの水産業協同組合の概況、その(1)が、組織及び事業状況、これによって見ますというのと、備考で、三十七年の三月三十一日現在における沿海漁業協同組合の組合員数は約六千五百八十四人と、こう書いてある。そして、単位漁協を調べてみましたならば、単位漁協の総数は五千四百六十九なんです。そのうちに、基金協会に加入しているところのものは二千四十五なんです。そうしてみると、単位漁協であつて基金協会に加入しているところのものは半分以下に足りない。今度の法律改正によつて、この単位漁協も金融機関となることができるというふうなことになるれば、すべての単位漁協というものは基金協会に加入をしていくべきものじゃないかと思うのであります。また、政府はそういうふうな奨励すべきであると思うのであります。一体いかなる奨励方法によつて、単位漁協が現在半分以下の加入であるのを、協会に加入させるどんな計画があるか。また、加入することができないというふうなものであつたならば、経営不振であつて、加入しても融資ができないというふうなものであるかどうか。もし、そういうふうなものであつたならば、経営不振の漁協はいかなる方法でやつていかれる考へであるか。また再建整備その他の報告も別冊で拝見しているのであります。漁協の再建整備を今後どうされるか。こういうふうな点について、ひとつあわせて御答弁をお願いしたいと思つてあります。

○政府委員(庄野五一郎君) 御指摘のように、漁業協同組合全体としてのこの協会の会員としての加入率は約六割

未満というようなことでございます。しかしながら、信用事業を営んでおります組合数の加入率は、現在のところでは約八五％程度が加入している、こういうことになります。御指摘のように、やはりこの加入率を上げるといふことは、この制度の本来の運用のためには必要なことでございまして、今後とも努力をしてまいりたい、こう思いますが、特に今回の改正によりまして、信用事業を営む漁業協同組合が金融機関に指定されますれば、今後この趣旨の徹底をはかって、信用事業を行なう組合で、まだ会員になっていないというものは、できる限り多く入るようには指導してまいりたいとこう考えております。

なお、信用事業を行なっていない組合は非常に職員数も少ないのが大部分でございまして、小さい規模のものが多いというわけでございまして、いま御指摘のように、やはり組合自体の規模を大きくするあるいは財政状態を健全にして、規模を大きくしていくという道を講じなければならぬと存じます。これには御指摘のように、再建整備法によります整備事業というものを予算を組んでやっておりますが、そういう面の強化をはかっていきまして、そういう組合の財政運営を健全化するということ、やはり規模の小さいといったような面につきましても、水協法の改正で御承知と思いますが、規模を大きくする道を聞き、また一面合併促進法というようなことで、促進の奨励金も出しておるわけでございますが、さらにそういうものについても、なかなか必然的なあるいは経済的な条件でむずかしい問題もあろうかと思

の知識を有する者たということなら、これは常勤なんです。学識経験を有する者は常勤というようなことで

ということなしには、私は科学的な前進の方向というものは、出てこないと思ふのであります。したがって、ごくその中で重要であると思われる部分を拾いながら、大臣のこれに対する御所信を承りたいと思ひます。ここに取上げられております第一章には、漁業生産と前回の商業資本との結びつきの現状分析をいたしております。抜粋をしていただいた資料を、重要箇所をさらに抜粋して、よく読んでみましても、その二ページの最初にあるように、「漁場には、所有権も占有権もない場合には同一漁場で競合が熾烈である。他に先んじて生産力を向上させたものは、時にはその資本投下に見合う以上の利潤を確保できる場合がある。この反面、新たな資本投下の源泉を求め得ない生産者は、生産場裡から駆逐されてゆく場合もありうる。」「このように、生産力を向上させるためにはより多量の資本を要し、この新たな投下資本は常にそれに見合うだけの利潤をもたらさなさい。したがって、この新たな投資に対する金融の途は、市中銀行などの一般的な金融機関には求め難い。いきおい新たな所要資本は、漁業生産物の価値実現を司る問屋業（商業）資本ないしは高利貸などに求めざるをえない。この場合の金融が、いわゆる「前貸」、「仕込」と呼ばれるものである。これら「前貸」、「仕込」の本質は、漁業生産物の価値実現を問屋（商業）資本の恣意にねだねどという契約のもとに、一般的な利子率を大巾に上まわる高率な利子率による貸付金である。こういう「前貸」、「仕込」による金融は、たとえそのための生産力の向上、したがって生産量の増大があつたとしても、生産者とは無縁の存在である。生産力の増大による利潤の増高も、生産者の懐へは入らないで、前貸資本に対する高率の利子として商業（問屋）資本などに帰属してしまふからである。こういう場合には、産業利潤から商業利潤が分割されるのではない、利潤そのものは問屋（商業）資本がまったく掌握している。ここに前回の商業資本といわれるゆえんが存在する。」「ということ、歴史的な経過を書いて流通過程についても触れております。しかし戦後におけるこれらの前近代の関係を、逐次近代的な資本によつて移りつづつあるし、また漁業協同組合を通じて共販等の措置によつて、これが前向きに前進している経過も触れておるのでありますけれども、そういう経過をここでは触れておりますが、この抜粋の九ページの二段にもあるように「しかし、今までこのようなことをしなさい」ということは、この商業資本が前近代的にまだ漁村を支配しているということであり、そういうことを繰り返して何回も述べているのは、漁業生産にはその生産過程、流通過程の特殊性によつて規制されるがために、いままできたような性格が残存し易いからである。」「いまだそういう前近代的な資本に密着した漁村漁家が支配されているということ、この章では結びにしておるわけであり、現存しておる。こういうことをまず第一章ではうたつておる。そうして時間の関係上私は要約をいたしますが、この抜粋の三八ページの二段のところに、この抜粋の三八ページの下段のところに、漁業負債のなかで、とくに固定化率の高いものは、個人および買掛関係のもので、系統負債および銀行関係のそれは、相対的に流動的である。つまり負債の返済には、漁協および銀行が優先し、個人および買掛関係のものにしか寄せが行なわれていない」といふように分析をしておるわけであり、この中で私は特にこの資料をのまを率直に活用して、政府にお伺いをしたいのは、これらの負債の中で、きめられた期日までに返せるものと、きめられた期日までには返せないというものと、返す見込みがないものと、こういう三分類をしておるのであります。この三九ページにある第三表を見ましても、返す見込みがないものうち、個人及び買掛が全体の約半分を占めております。返す見込みのないものを、この調査報告書では固定負債と称しておりますが、私は、これは政府の報告書でありますから、固定負債と定義づけることも、まあそれなりにわかるつもりでありますけれども、これは返す見込みがないということ、完全な焦げつき債務だということであり、固定負債以上のこれは悪質な負債である。返す見込みがない、それが全体の負債の幾らを占めているかというところを見ますと、五三ページにありますが、五三ページの合計欄を見ても明らかのように、全体の債務のこれが一割三分を占めておる、こういう実態であります。なお、約定期限までに返せないものも、これはかなり——その中にはさらに返す見込みがないという性格に転化する要素の債務も多く存在しておるのであります。こういう関係が政府の調査の中に明らかに出ておる。この五六ページのまん中辺で政府が述べておることを見ますと、「し

かもここで注意を要することは、各借入先別に負債種類を調査した調査様式のため、これらの固定負債——返す見込みのないものであります。これは「同一経営体が重複していることである。いかえれば、漁協に固定負債をもつものは、銀行にも、個人にも買掛にも固定負債をもつ場合がきわめて大きい、ということである。この点を考慮に入れば、固定負債が、一部の経営体にきわめて多く集中している、ということ、第五表の数字以上に強調できるだろう。」「こういうふうに取上げておるわけであり、したがって、一・二・八％、さらにこれは比率が増していくというこの分類をしておる。

七〇ページの下段を見ますと、「漁船漁業の諸階層の負債の特徴は、漁協関係のそれが大きいことにある。そしてその比重は、無動力・動力三トンの満・動力三・五トンの動力五・十トンの階層が上になるほど、系統への依存率は高くなつていく。」「ということ、ここでも見ますと、上のはうにこういうふうに見ますと、上のはうにこういうふうに見ますと、上のはうにこういふ漁家の行なう漁船漁業では銀行融資の対象となることは至難であるように思われる。もう一つここで注目したいのは、個人関係の負債である。ここでは階層が上に傾くほどその負債は相対的な地位を減じている。このことは漁船漁業を行なう漁家では、その下層ほど、系統からも市中金融機関からも見放され、必然的に個人的な融資に頼らざるをえない現状をはつきりと認識させている。」「こういう現状分析を調査のデータの中からいたしておられるわけであり、

けであります。で、八二ページでは一応要約して次のようにしております。「負債が流動しているか、固定しているかによつて——まあ流動しているかというものは、この調査の場合、期限が来ても返せないというもののうち流動負債部分と固定負債部分があるという分析の上に立つておるようであり、それによつて「各階層の諸問題を論ずる場合三つのタイプに分けられる。第一のそれは養殖階層でその負債はきわめて流動的、固定化しているものは例外的な存在である。」「これはわりあい信用度が高いということであり、す。」「第二のタイプは、動力漁船階層で、負債の固定率は一〇％以下、流動率は四〇％以上で、養殖階層に劣るとはいへ、その負債は比較的流動的である。といえる。」「まあ中間層であります。」「第三のタイプに属するものは、小型定置階層および無動力船階層である。このタイプでは負債流動率は三〇％以下、固定率は二〇％以上で、その負債はきわめて固定化している、こういうふうに見えておるわけであり、

なお、抜粋外の各章にもさらに具体的な分析をやっておられるのでありますけれども、私はここで大臣にお伺いをしたいのは、こういう分析は、三十九年の実態で、七千七百戸の調査対象漁家を中心として零細な漁家を調べて出された数字でありますから、こういう実態は、その後年次を経過いたしました、その動向値を見るわけにはまいりませんが、同じ状態に置かれておると見てもあやまちはないのではないかとと思ひます。また、その後における現

願っている法案に、どういふ点が織り込まれておるかということでございま

がかなり多く占めておることは、これは予想されるわけでありませう。そこ

融資がなさるべきである。そうして融資に乗り得ないものには、補助金による回収を目的としない資金が投ぜらるべきである」というております。そう

ページの方向へこれを進めていくことが至当だと考えております。

○渡辺勸吉君　その至当だという再確認をいただきましたから、それをひと

はんに受信者から出資を求めたりするということでなしに、政府あるいは地方公共団体がもっと直接にそれらの受信力を高めるような行政措置を講じて、その保証をもっと前進させるとい

う方向を、この法律改正の機会に、ぜひ具体的に打ち出していただきたいのですが、その点はいかがでしょうか。

○国務大臣(赤城宗徳君) いろいろな方法につきましては、私もいま、こういうような考えは持つておりませんが、検討してみたいと思います。

○委員長(青田源太郎君) それでは、時間が参りましたので、大臣に退席をお願いいたします。引き続き長官の質問に入ってください。——それでは御発言もなければ、これにて質疑は、尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(青田源太郎君) 御異議ないと認めます。これより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べをお願いします。——別に御意見もなければ、これをもって討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(青田源太郎君) 御異議ないと認めます。

これより採決に入ります。中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案を問題に供します。

本案に賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(青田源太郎君) 全会一致でございます。よって本案は、全会一致をもって、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、諸般の手續等につきましては、前例により、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(青田源太郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後二時二分散会

昭和三十九年三月十一日印刷

昭和三十九年三月十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局